

会員規程

(目的)

第1条 この規程は、社団法人全国老人福祉施設協議会(以下「本会」という。)定款第2章の規定に基づき、会員が本会に納付する会費の額及び徴収方法について定めるほか、会員管理に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(会員の資格)

第2条 本会の会員は、定款第5条のとおりとする。なお、正会員は、原則として都道府県及び政令指定都市協議会(以下「都道府県等協議会」という。)に所属するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、入会を希望する者が都道府県等協議会の規定により、当該都道府県等協議会に所属できない場合は、当該希望者の属する法人以外の法人に属する正会員2人の推薦により本会に所属することができる。

(賛助会員)

第3条 賛助会員は、本会の運営には直接関与しないが、本会の事業目的に賛同し、事業の充実及び推進のために入会した者とする。

2 賛助会員は、総会の表決に参加することはできない。

(会費)

第4条 入会金及び会費は、別表のとおりとする。

2 会費は、年会費とする。ただし、年度途中で入会又は退会した場合、次のとおりとする。

入退会の時期	4～9月(上半期)	10～3月(下半期)
1.入会	規定の入会金	規定の入会金
	年会費全額	年会費×1/2
2.退会	年会費×1/2	年会費全額

3 本会は、定款第11条の規定により、会員が既に納入した会費、入会金その他の拠出金品は、過誤納による場合のほかこれを返還しない。

(会費算定の基準日)

第5条 会費算定の基準日は、毎年4月1日とする。

(会費の納入方法及び納期)

第6条 会員は、原則として毎年5月末日までに預金口座振替により会費を納入しなければならない。ただし、入会初年度については、第2項に規定する振込により入会金及び会費を納入することとする。

2 会員は、前項本文の預金口座振替を希望しない場合、請求書受領後、2か月以内に振込により本会の銀行口座又は郵便振替口座に会費を納入するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、本会が正会員の入会金及び会費徴収の事務を当該都道府県等協議

会に依頼する場合には、当該正会員は、当該都道府県等協議会を通じて、原則として毎年5月末日までに入会金及び会費を納入するものとする。

(入会の申込み)

第7条 正会員として入会を希望する者は、本会ホームページから入会登録情報を入力するとともに、都道府県等協議会に所属申込を行い、当該都道府県等協議会を経由して自署押印した入会申込書(様式1)を本会へ提出するものとする。なお、ホームページを利用できない場合は、入会申込書を提出することで足りる。

- 2 前項の規定にかかわらず、第2条第2項に該当する者は、正会員2人の推薦書(様式2)を添付のうえ自署押印した入会申込書(様式1)を本会へ直接提出するものとする。
- 3 賛助会員として入会を希望する者は、自署押印した入会申込書(様式3)を本会へ直接提出するものとする。
- 4 本会は、入会申込書を受領した後、仮承認の会員登録を行い、会員番号等を入会希望者に送付する。その後、最初に開催する理事会で承認され次第、正式に入会を承認する。

(契約の成立)

第8条 会員契約は、会員が前条の方法で申込みを行い、入会承認通知書(正式承認)を受領した時点で成立する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約は無効とする。

- (1) 当該施設又は事業所の代表者又は開設準備者以外の第三者が申込を行っていた場合
- (2) 申込みの際に虚偽の届出をした場合

- 2 入会日は、本会が入会申込書を受領した日の属する月の翌月1日とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、サービスの利用は、入会申込書受理通知書(仮承認)の到着時からとする。

(登録内容の変更)

第9条 会員は登録内容に変更が生じた場合は、速やかに本会あてに変更の旨を連絡することとし、変更しないことについて発生した不利益は会員の責任とする。

- 2 変更の連絡は、原則として、本会ホームページから変更情報を入力することにより行う。
- 3 前項の規定にかかわらず、ホームページを利用できない場合は、自署押印した変更届(様式4)を本会へ提出するものとする。

(退会等)

第10条 会員は、退会する場合、原則として30日前までに都道府県等協議会を経由して自署押印した退会届(様式5)を本会に提出しなければならない。ただし、都道府県等協議会に所属しない会員等については、本会へ直接提出するものとする。

- 2 前項による退会日は、本会が退会届を受領した日の属する月の末日とし、会員は、その翌日に会員資格を喪失する。ただし、会員が退会を希望する日が本会が退会届を受領した日より後の場合は、当該希望日の属する月の末日を退会日とする。
- 3 会員は、定款第8条第1項第2号から第4号までの事由により会員資格を喪失する場合、第1項の

手順により速やかにその旨を本会に届出なければならない(様式6)。ただし、第3号又は第4号の事由に該当する場合で資格喪失届の提出がないときは、後見開始若しくは保佐開始の審判を受けたとき又は死亡し、若しくは失踪宣告を受けたときから、当該会員の後任者が会員資格を引き継ぐものとする。

- 4 本会は、会員が定款第8条第1項第5号又は第6号に該当すると判断した場合、文書により通告し、本契約を解約するものとする。

(サービス内容)

第11条 本会は、会員に次のサービスを提供する。ただし、施設種別、会員種別等により、サービスの提供範囲、内容等が異なる場合がある。

- (1) 機関誌その他刊行物の送付
- (2) 本会ホームページ会員専用ページの閲覧(正会員のみ)
- (3) 郵便、FAX、電子メール等による本会活動、老人福祉施策等の情報提供
- (4) 本会が実施する調査・研究事業に関する資料、報告書等の提供
- (5) 本会が主催する会議、研修会、全国大会等への参加

(会員規約・サービス内容の変更)

第12条 本会は、会員規程及びサービス内容を本会ホームページにおいて公開する。会員規程及びサービス内容を追加・削除・変更した場合には、本会ホームページにおいて告知する。

(権利の譲渡等の禁止)

第13条 会員は、その権利を第三者に譲渡・貸与してはならない。

(秘密保持)

第14条 本会は、会員に関する情報及びサービスの提供上知り得た情報を他に開示、漏洩せず、サービスの提供に必要な範囲を超えて使用しない。ただし、相互の連絡及び事業の調整を行うため、都道府県等協議会に対し情報を提供することがある。

2 本会は、会員情報のうち、個人情報については、別に定める規程に基づき管理する。

(禁止事項)

第15条 会員は、次に定める行為をしてはならない。

- (1) 本会又は他者の著作権、商標権等の知的所有権を侵害する行為、又は侵害する恐れのある行為
- (2) 他者の財産、権利、プライバシー等を侵害する行為、又は侵害する恐れのある行為
- (3) 他者を差別、誹謗中傷し、又は名誉若しくは信用を毀損する行為
- (4) 詐欺等の犯罪に結びつく行為、又はその恐れのある行為
- (5) 本会に損害を与える行為、又はその恐れのある行為
- (6) 他者になりすましてサービスを利用、又は情報提供する行為

(契約の期間)

第16条 契約期間は入会日より当該年度の3月31日までとする。ただし、契約期間満了の30日前までに会員から退会届の提出又は本会から解約通知書の送付がない限り、以後毎年所定の会費を支払うことにより契約が継続するものとする。

(損害賠償)

第17条 本会は、会員が第15条の禁止事項に違反し、又はその他の事由により、本会に損害を与えたときは、会員に対しその賠償を求めることができる。

(免責)

第18条 本会は、会員がサービスを利用することにより、又は利用できないことにより第三者との間で生じたトラブル等に関して一切の責任を負わないものとする。

(規程の変更)

第19条 この規程の改廃は、理事会の議を経、総会の承認を得て行うものとする。

附 則

- 1 この規程は、本会の設立許可のあった日(平成18年6月29日)から施行する。
- 2 本会設立初年度については、定款第7条第1項の規定にかかわらず、入会金の徴収を行わないものとする。